

農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日	総会日
平成25年9月10日 →	平成25年9月30日
平成25年10月10日 →	平成25年10月30日
平成25年11月11日 →	平成25年11月29日
平成25年12月10日 →	平成25年12月25日

農地パトロール(利用状況調査)の実施について

農地は限りあるかけがえのない資源であることから、有効に利用したいものです。遊休農地が発生すると、雑木・雑草の繁茂、病害虫の発生、有害鳥獣のすみかになるなど、環境の悪化につながります。また、農地は一度荒れてしまふと、もとの耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力が必要となります。

このことから、農業委員会では農地パトロール(利用状況調査)を年1回実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策、農地の違反転用の発生防止について重点的に取り組んでいます。

本町では、8月から11月までを農地パトロール月間とし、農業委員が班を編成して地域ごとに巡回していますので、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。



農地保有合理化事業 (農地売買等事業)について

農地保有合理化事業(農地売買等事業)は、規模縮小農家等から公益財団法人栃木県農業振興公社が農地を買い入れまたは借り入れて、認定農業者等に売り渡したまたは貸し付けをする事業です。

▼実施地域 原則として農用地区域

▼対象者の要件 認定農業者、認定就農者等

▼譲渡後の経営面積 公社が定める基準面積を超えること

農地保有合理化事業(農地売買等事業)は、認定農業者等農業者の規模拡大・集団化を図ることを目的としているため、面積や年齢等に制限がありますが、要件を満たしている場合には、次のような税金上のメリットがあります。

○農地を公社に売った方の所得税の譲渡所得額が800万円控除されます。また、「買入協議」により農地を公社に売った場合には、1,500万円が控除されます。ただし、公社が売り渡す相手は認定農業者です。(相対売買は控除がありません。)

○農地を公社から買った方の不動産取得税の課税標準額が1/3控除されます。

農地保有合理化事業(農地売買等事業)を希望される方は、地元の農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

新規就農するには

他産業に従事していた方から本町で農業を始めたいという相談が増えていきます。そこで、新規就農するための方法について説明します。

▼農業を始める前に

農業を全く知らない人が就農していくのは簡単なことではありません。まず始めに、自分の経営像を明確にする必要があります。

- 経営作物の選択
 - 経営目標の設定
 - 就農地域の選定
 - 農業技術の習得
 - 初期投資に係る資金確保
 - 農地、住宅の確保
 - 農業機械と施設の取得
- 就農計画を作成するにあたっては、那須農業振興事務所経営普及部へご相談ください。

▼技術の習得

自分のやりたい農業が決まったら、専門の教育機関や先進農家での実践研修を1年以上受け、技術の習得に努めます。専門の教育機関としては、栃木県農業大学校(就

農準備校)とちぎ農業未来塾)があります。

▼農地の確保

農地を購入する方法もありますが、農地を借りて始める方が資金面からも有利と考えられます。栽培する作物により農地の向き不向きもあるので、実際の農地を見て判断する必要があります。農地の売買や賃借には農業委員会の許可が必要です。新規参入の場合、経営計画や資金計画について農業委員会が審査を行います。また、本町では取得後の農地の面積が30アール以上であることが要件です。

▼資金の確保

農業経営を開始するのに最低限必要な施設整備等の初期投資に係る資金の準備が必要です。なるべく自己資金を多く用意することをお勧めします。

詳しくは農業委員会事務局までご相談ください。

▼問合せ 町農業委員会事務局

☎ 6925
 那須農業振興事務所経営普及部
 ☎ 0287-221-2826
 栃木県農業大学校
 ☎ 028-667-4944

